

令和 5 年

第 5 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 5 年 5 月 29 日 (月) 午後 2 時 00 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和5年第5回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

- | | |
|----------------|--|
| 報告 5
専第 2 号 | 専決処分の報告について
令和5年度赤穂市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について |
| 第 17 号議案 | 令和5年度赤穂市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について |
| 第 18 号議案 | 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する要綱の制定について |
| 報告 6 | 赤穂市新学校給食センター整備事業にかかる選定事業者の決定について |
| 報告 7 | 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について |
| その他 | 問題行動、いじめ・不登校の状況について |

報告 5

専決処分の報告について

専第 2 号 令和 5 年度赤穂市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかったので、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

令和 5 年 5 月 29 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

専第2号

令和5年度赤穂市青少年育成センター運営委員会委員の
委嘱について

本市青少年育成センター運営委員会委員は、令和5年5月27日をもって任期満了につき、その後任として赤穂市青少年育成センター運営規則（昭和48年赤穂市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和5年5月27日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会會議規則第5条第1項第2号の付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

第17号議案

令和5年度赤穂市立学校給食センター運営審議会委員の
委嘱について

本市市立学校給食センター運営審議会委員は、令和5年5月31日をもって任期満了につき、その後任として赤穂市立学校給食センター設置条例（昭和44年赤穂市条例第11号）第5条第2項の規定により、次の者に委嘱したい。

令和5年5月29日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

第18号議案

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係要綱の整理に関する要綱の制定について

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する要綱を次のとおり制定したい。

令和5年5月29日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

記

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係要綱の整理に関する要綱

(赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正)

第1条 赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（平成28年赤穂市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改める。

(赤穂市保育料軽減事業実施要綱の一部改正)

第2条 赤穂市保育料軽減事業実施要綱（平成28年赤穂市教育委員会訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条」に改める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

報告 6

赤穂市新学校給食センター整備事業にかかる選定事業者の 決定について

赤穂市新学校給食センター整備事業にかかる選定事業者の決定について、次のとおり報告する。

令和5年5月29日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

記

1 事業名	赤穂市新学校給食センター整備事業
2 事業実施箇所	赤穂市浜市318番地1外
3 契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約
4 事業期間	令和5年6月9日から令和8年3月31日まで
5 契約の相手方	代表企業 姫路市広畠区正門通4丁目3番地3 阿比野建設株式会社 代表取締役社長 阿比野 剛

報告 7

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則が制定されるため、その内容につき次のとおり報告する。

令和5年5月29日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(赤穂市保育の必要性の認定に関する基準を定める規則の一部改正)

第1条 赤穂市保育の必要性の認定に関する基準を定める規則（平成26年赤穂市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第4条第1項第7号中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第2項第1号中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改める。

(赤穂市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第2条 赤穂市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年赤穂市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第2号中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

その他

問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不適当である事件に該当するため非公開